

座 談 会

法職講座の抜本的改革とその成果

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 受験指導スタッフ幹事会について | 9 商法・訴訟法重要論点講座 |
| 2 基礎講座について | 10 口述試験指導ステップ |
| 3 基礎ゼミについて | 11 法職講座研究室 |
| 4 重要論点講座について | 12 今後の予想 |
| 5 択一答案練習会について | 13 法職講座の運営の方向性 |
| 6 答案書き方ゼミについて | 14 ロースクール問題 |
| 7 基礎答案練習会について | 15 まとめ |
| 8 公開答案練習会 | |

出 席 者 (敬称省略・順不同)

法 職 講 座 受 験 指 導 ス タ ッ プ 幹 事 会 幹 事 長	高 柳 一 誠
同 副 幹 事 長	永 山 在 浩
同 事 務 総 括	池 田 健 司
同 主 管	斎 田 求
同 主 管	山 本 昌 平
同 主 管	高 田 千 早
同 主 管	櫻 井 滋 規
同 主 管	今 朝 丸 一
同 事 務 局 長	阿 部 鋼
中 大 法 曹 会 事 務 局 次 長 法 職 講 座 運 営 委 員 会 委 員	伊 達 俊 二

- ◆日 時 平成13年 3月 6日
◆会 場 中央大学市ヶ谷キャンパス会議室にて



伊達 先生方には、お忙しいところ集まっていたいただきありがとうございます。

いただきます伊達です。

現在、中央大学は、法職講座に力を入れ、ここ数年、法職出身の司法試験合格者が飛躍的に増えております。

現在、法職講座では、多摩キャンパスにおける現役学生を対象とした指導と、市ヶ谷キャンパスにおける卒業生を対象とした指導と、それぞれ、学習進度に応じた指導体制がとられています。

特に、多摩キャンパスでの指導が充実するにつれ、最近、若年合格者の割合が顕著に増えているというのが実状です。

本日は、若手弁護士を中心とした法職講座の指導スタッフの皆さんに集まっていたいただき、法職講座の現状と課題について、忌憚のないお話をお聞きしたいと思います。

一 受験指導スタッフ幹事会について

伊達 現在、現場で法職講座の運営を企画し、そして講師もやっている方々で法職講座受験指導スタッフ幹事会が組織されていますが、この幹事会は必ずしも、中央大出身の法曹関係者の間で一般には知られていないと思います。

まずは、幹事長をやっておられる高柳先生に、この会ができた経緯についてお話しさせていただきます。



高柳 法職講座受験指導スタッフ幹事会というのは、一言で言えば、中央大学の組織である法職講座運営委員会の下部組織です。運営委員会は、大学の教員と法曹とで組織されていますが、実際には、受験指導を行うことはできませんので、その実働部隊として組織されたものと理解していただければよいと思います。

そこで、このような組織があることについての沿革について、少しお話しさせていただきます。

ちょうど、平成八年に、いわゆる中大ショックというのがございました。中央大学の司法試験合格者数が五二名まで激減しました。現在の指導スタッフは、その頃受験生であった者もいますが、すでに合格してお茶の水（注 神田駿河台の中央大学記念館）にあった法職講座研究室でゼミをやったりして受験生を指導していた者が中心となっています。

大学の法職講座というものは従来からあったのですが、なかなかうまく機能していなかったと思います。まあ比較的うまく機能していたとすれば、お茶の水にあった駿河台法職研究室でした。しかし、その当時のやり方も、その年の合格者が中心となってゼミ等の指導をし、次の合格者が出れば指導スタッフも交替していったので、指導に一貫性がなく、受験生からも一貫した指導をして欲しいという要望がありました。

そこで、ちょうどその頃、ゼミ指導をよくやっていたスタッフが集まり、当時運営委員長をされていた三

和一博教授（民法）や当時の事務室長に対し、指導体制についていろいろ意見を申し上げました。

実際に、司法試験合格直後の者の意見でしたので、具体的であり、また、三和先生もその意見をよく聞いていただきました。その結果、運営委員会の先生方も協力していただき、いろいろな改革に着手することになりました。

そうこうしている内に、中期的な目標を立てた、法職講座の抜本的な改革が必要であるということになり、我々の有志で、改革に向けた意見書、レジュメ等を作成しました。そのような中で、正式には平成一〇年四月にこの受験指導スタッフ幹事会というものを立ち上げました。その沿革からすれば合格者の集まりが組織となったということになります。

伊達 なるほど、よくわかりました。

ところで、その幹事会の皆さんが中心となって法職講座の抜本改革を推進してきたわけですが、その抜

本改革とは一体どのようなものだったんでしょか。

高柳 簡単に言いますと、まず、平成一一年度を初年度として、法職講座抜本改革四ヶ年計画というものを立てました。

そして、短期的、中期的、長期的の三段階の目標達成システムを作り上げました。

そこで、中期的目標といたしまして、平成一一年以降の入学生が三年次、四年次において六〇〇人程度司法試験の択一本試験を受験する体制をまず作る。

そして、それらの者が四年次生において三〇〇人程度択一試験に合格する。そして、平成一四年度以降の最終合格者の内、中央大学出身者が一〇〇人以上占めるようにする。

この三つの目標を立てました。

そして、その目標を達成するために行った二つのポイントがあります。

まず、第一のポイントですが、従来の法職講座の中心であったマスプロ教育、講義中心の指導を、部分的

に修正し、レスンプロ型教育、少数人数によるゼミ指導を導入し、これを強化する。そして、ゼミ指導は、レベル別指導を行い、きめ細かい指導体制で臨むようにしました。

次に二番目のポイントとして、講座あるいはゼミの講師を司法試験に精通している者に限定するようにしました。

そして、若手合格者すなわち合格したばかりの者や登録したての弁護士を指導者に取り入れ、それらの者を中心に活動するようにしました。

伊達 それでは、どのように設定された講座において、具体的にはどのような指導をされているのでしょうか。

高柳 指導の方向性としては、大きく挙げて二つあります。

まず第一番目は、講座やゼミの指導においては、旧態依然的な発想をやめる。具体的に言えば、学者が書いている、例えば我妻民法に象徴されるような基本書

を押しつけない。近時の合格者は、いわゆる予備校本も併用して合格していますので、その年に合った勉強方法で指導するという柔軟な発想、そういう意味では、予備校本を取り入れることです。

第二は、従来から司法試験は非常に難しいということとで途中であきらめる人が多かった。しかし、近時はレベルも下がりましたので、受かりやすくなっている、大学四年生で受かるんだということを強調し、一年生の時から受験へのモチベーションを高く持ってもらい、勉強してもらおう。親しみやすい、受かりやすい試験だということ forcefully することです。

二 基礎講座について

伊達 なるほど。

ところで、そのような改革によって生み出された講座がいくつかあると聞いていますが、各講座の特徴を、実際に指導に当たっておられるスタッフの先生方に紹介していただけますでしょうか。

まずは、司法試験入門ステップということで、現在、四月に八〇〇人の受講生が受講し始め、講座が終わる一二月までその受講生数がほぼ維持されるという超人気講座となっている基礎講座について、担当講師の永山在浩先生にお話ししていただきます。



永山 基礎講座の主任担当講師
をしています永山です。

まず、基礎講座の改革については、私たち幹事会においては最重要課題として、取り組み、活動してきました。

その理由について、やはり、もとを質すとすれば、平成八年の中大ショックにたどり着きます。その年に中大の合格者が激減し、他方では東大、早稲田、慶應の伸びにすぎましいものがあつた。

その時、私は合格していたのですが、一緒に勉強してきた多くの仲間が、受かりませんでした。そこで、中央だけが減って、慶應はなぜ伸びたのかを分析しなければ、中大ショックからは何の教訓も得られないで

終わってしまうだろうと考えました。

そして、その分析に入りました。その中で出てきたのが、慶應に代表される近年伸びてきた大学は、大学がやっている場合がありますが、その大学の多くの学生が予備校に通って、いわゆる入門講座を受講しているということがわかったのです。

彼らは、基本書を読む前に、まず法律、例えば民法という法律がどのような法律なのか、刑法という法律がどのような法律なのか、ということを通りやっただから、基本書や予備校のテキストに入っていたのです。

ところが、中央の学生の場合は、まず司法試験をやるという段階になったときに最初に基本書を読む、基本書を一回読んでもわからなければ三回読め、五回読め、一〇回読めばそのうち解るようになる、そのような指導がなされてきたと思います。

私たち、幹事会は、そのとき、絶対にこうしようと思っていたことは、「どうあるべきかというものは捨てよう」ということでした。正直言ってここまで落ち込んだ以上、「どうあるべきか」ということを議論し

ていたのでは、このまま数を減らすだけだと思います。た。

そうではなくて、単純に「受からない要因」になっているものをなくして、「受かる要因」になっているものを取り入れることにしました。

そのために、とにかく少しでも早い時期に入門講座というものを中央の一年生に定着させて行こうと決めました。従来から基礎講座というものはありましたが、平成一一年からは、このコンセプトのもとに全く別の講座という位置づけになっています。

次に、中大の場合、中央大学に入ったから司法試験を目指すという学生が非常に多いということを、私共は体験的に感じています。やはり、そこを変えなければいけないのではないかと思います。要するに、何のために司法試験を目指すしているのか、また、司法試験に受かったらどうしたいのか、ということも受験生たちに植え付けたいと思いました。

前に述べましたように、私たちは、受験生たちに対して、徹底して「受かる方法」を教授したい、彼らを

絶対に受からせてあげたいということをテーマに活動しています。しかし、受かったら、私たちの仲間になるわけですから、「やはり、中央大学を出た法曹は違うな」という評価を世間から受けられたい、ですから、そのようなものについても、指導しの中に取り入れています。

とにかく、受かるのに役に立つ方法はすべて取り入れ、逆に受かるのに弊害となっているものは、排除する、このような単純な発想でやっています。その形態をとっているのが司法試験入門ステップとしての基礎講座です。

三 基礎ゼミについて

伊達 永山先生ありがとうございます。次に、基礎講座の次のステップに位置づけられている基礎ゼミについて、おうかがいしたいのですが。この基礎ゼミは、夏、冬、春の大学の休暇時期に実施され、学生には大変人気となっていると聞いています。講師をやってお

られる櫻井滋規先生に紹介願います。



櫻井 基礎ゼミでは、基礎講座を終えた学生を対象として、次へのステップということで、法律の基礎知識の確認と基本的な法的思考を身につけさせる、この二点をコンセプトとして、次への橋渡しのためのノウハウや知識を身につけてもらうようにしています。

実際のゼミの指導方法ですが、まずクラス分けを、ゼミ員の学習進度に応じて実施しています。それから法律の基礎知識の確認という点の指導につきまちはチューターがゼミ員に質問したり、予め宿題を出してゼミの冒頭でゼミ員に発言させたりするなど、密な指導を行っています。講義では得られないメリットがここではあります。

そして、あくまでも法的思考方法を身につけさせるための手段として、基本的な論点の解説をします。そして、いきなり難しい基本書だけを読ませるとい

う指導方法はとることなく、あくまでも基本的な論点を解説し、基本書は引用とか参照という形で触れる機会を作っています。

基礎ゼミを受ける受講生に対する精神面への指導ですが、まず合格へのモチベーションを高めてもらうために、司法試験の直近合格者を中心にチューターを依頼しています。次に、司法試験は自習がなければ合格できない、ということ的前提に置き、ゼミ員に対しては、講座を受講するだけではなく自習の大切さを認識してもらおうよう指導し、自習への意識喚起を図っています。

それから、受験生が陥りやすい暗記重視の勉強は司法試験にとってはマイナスであることも指導しています。

現在、募集予定者数を上回る受講者が基礎ゼミに参加しており、人気講座となっています。今後も、これを充実させるつもりでいます。

四 重要論点講座について

伊達 ありがとうございます。次に、択一受験ステップとして、重要論点講座と択一答案練習会が用意されていますが、まずは、重要論点講座について高柳先生お願いします。

高柳 私は、重要論点講座の講師をしています。この講座は、択一試験受験へのステップとして重要なものと位置づけています。

基礎講座を終了した二年生以上の者を中心に重要論点の解説講義を行います。ここでは、難しい論点をやらずに、よく択一試験に出題される論点をピックアップして、その解説を行っています。

この講義の目玉は、その重要論点の後に択一本試験の過去問をレジュメに載せて、その解説も行っていることです。その際に、過去問の解き方、テクニック等も適宜講義することによって、二年生の段階で、択一

問題の実践的な解法テクニックも身につけてもらっています。例えば、足の切り方、問題文の読み方、事案の分析のやり方、択一試験における引っかけ等をポイントにして講義をしています。ただし、講義で取り上げている過去問は、本試験の正答率が六〇パーセントを超えている、つまり本試験で基礎点となっている問題に限り、難しい問題は省くようにしています。

講義は、週二回、各三時間実施していますが、三時間の講義の中で、七論点、択一問題を一〇問前後、スピードよくこなしています。平成一二年の実績としては、民法が三三五名、刑法が三七四名、憲法が六一名の応募がありました。

五 択一答案練習会について

伊達 ありがとうございます。次に、択一答案練習会復習講義について、斎田先生にお話をお聞きしたいと思います。



斎田 私は本来基礎講座を永山先生と一緒に担当しておりますが、今日は択一答案練習会復習講義の説明をします。択一答案

練習会復習講義とは、中大法曹会、学研連、テミスを育む会の三者が合同主催で実施しております、択一答案練習会の復習企画です。

まず、択一答案練習会について、述べます。択一答案練習会は、本年度で三年目を迎えますが、極めて人気のある練習会です。受講希望者は、現在においても三年間変わることなく、定員の六〇〇名をキープしています。そして、その六〇〇名の受講者は、申込開始後一週間で埋まってしまいます。

法職が実施しています復習講義では、この択一答案練習会を受験した後、復習を効果的に行うために、行う講座です。

択一に合格するためには、基礎的な知識のみならず、現在の択一問題に求められる解法テクニックをマスターするとともに、受験時間の三時間三〇分を効果的に活

用する必要があります。

復習講義では、このような択一に合格するためのノウハウを提供することを目的としています。

六 答案書き方ゼミについて

伊達 ありがとうございます。次に、論文試験受験ス
テップについてうかがいたいと思います。

現在、法職講座では、答案の書き方ゼミが実施されています。この書き方ゼミは、中大法曹会、学研連から若手弁護士チューターを派遣していただくなど、OBの協力のもとに成り立っています。その詳細について、担当の池田健司先生にお話ししていただきま
す。



池田 受験生が、講義を聴く、本を読む段階から答案を書くという段階に移るについては壁があると思います。私自身も答案

練習会に行くというのは、最初は抵抗がありました。

それから、中大生の悪い傾向として、論証を丸暗記して終わりにする、そして答練の際には論証を丸々はき出してくるだけということがあります。こういう悪癖を取り除くために、できるだけ早い段階で答案の書き方ゼミを実施しています。受験生は二年生を中心としています。二年生の段階から、答案の書き方を通して論点を学び、理解を深めることを目的としています。論点に対する考え方を学ぶことによって、論証も自ら練り上げてゆくことができるようになることを目指しています。

先ほどもありましたが、この講座は、若手弁護士をチューターとして派遣していただいております、学生は若手弁護士から指導を受けられるということで、かなりの人気を博しています。

本年度からは、答案の書き方ゼミの特別クラスを設けました。本年度の選抜試験として、択一の過去問を四五問ほど出したのですが、四五点の満点を取っている者もいました。

そういう高いレベルの人を相手に、できるだけ早い段階での最終合格を目指して、本年度より特別クラスを編成しました。そのクラスでは、司法試験の過去問を使い、分析し、どこで点を取るかということを中心に身につけてもらおうと思っています。

七 基礎答案練習会について

伊達 次に、基礎答案練習会について、今朝丸先生にお願いします。



今朝丸 基礎答案練習会は、これまで司法試験の答案用紙を使って書いたことがないという人、あるいは書いたことがあると

ても一、二通程度という人を対象としています。憲法、民法、刑法の答案を書かせることを通じて、初歩的な答案の書き方を身につかせることを目的としています。法職講座では、すでに市ヶ谷で実施している公開答案

練習会がありますが、この練習会は択一合格レベルの、あるいは、最終合格寸前の受験生を対象としていますので、答案の書き方の基本を学ぶという点から見ると不適當です。やはり、答案の作成に関してある程度基本的なところを身につけた上で、こういった答案練習会を受けさせる必要があります。以前はこういったことをやっていたのですが、数年間中断していました。

ところが、やはり、基礎答案練習会をやるしかないのではないか、ということになり、再び復活させました。

司法試験の受験勉強の中で、こういった基礎答案練習会のニーズがあるということは、各予備校においても、初歩的な答案練習会が必ず設けられていることからみても明らかです。

この基礎答案練習会で出題される問題は、ある程度のレベルは保ちつつ、初めて答案をす書く人でも、ある程度は書けるようにしようというコンセプトのもとに、大学の教授が作った問題を弁護士や新入合格者といった受験に精通している人がチェックを入れる、そういった

たプロセスを経て慎重に作成されています。

また、答案練習後に、その日のうちに理解不十分であった点の補強をするため、合格者による解説講義も行っています。

八 公開答案練習会

伊達 ありがとうございます。それでは、論文受験ステップの最終段階である公開答案練習会について、山本昌平先生におうかがいしたいと思います。



山本 公開答案練習会は、定評のある学者の先生が出題された問題を二時間という時間の枠の中で解くという、論文本試験の

模試です。これは、中央大学の研究団体が、伝統的に

実施していたものと同じ位置づけになると思います。

この公開答案練習会の特色は、東京近郊に住んでいるレベルの高い受験生のみ受講を許可し、ハイレベル

の受験生同士で競わせることによって、本試験の合格レベルを把握できるところに特色があります。

また、近時の本試験問題は現場での思考力を試す問題が主体となっています。公開答案練習会は、著名な学者の方が出題する関係で、そのような本試験の現場思考の訓練に最も適していると考えています。

平成一二年度の答案練習会の受講生数は、四一九名です。その内六一名が論文本試験に合格することができました。

九 商法・訴訟法重要論点講座

伊達 次に、平成一三年度から新企画として、商法・訴訟法の重要論点講座を実施するようですが、高柳先生にご説明願います。

高柳 先ほど話しました重要論点講座は、択一試験を意識した憲法・民法・刑法の講座でした。受講生から数回アンケートを取った結果、特に訴訟法についても

重要論点講座を開設してほしいという要望が強くあり
ました。

その結果、平成一三年度から初めて、商法・訴訟法
についての重要論点講座講義を始めることになりまし
た。商法については大学の教授にお願いすることにし、
訴訟法につきましては予備校講師を経験されている先
生に、お願いすることができるようになりました。

この講座の特色は、予備校が出版し市販されている
横書きの図が多いテキストを使って講義をしているこ
とです。それを使って予習復習もできる。訴訟法につ
いては、現役でかつ司法試験に精通した弁護士が具体
的なイメージを受験生に持ってもらいながら、手続法
としての特質そしてそのおもしろさ、裁判の話もまじ
えながら論点をつぶして行く、という予定でいます。

一〇 口述試験指導ステップ

伊達 以上が論文試験指導ステップですが、最終ステッ
プとして口述試験指導ステップについて、高田千早先

生お願いします。



高田 口述試験の指導につきま
しては、論文試験の発表が終わっ
た翌日に口述ガイダンスという
ものを行っています。

そこでは、口述担当の若手弁護士および直近の合格
者を五人ほど集め、口述試験についての情報提供を行っ
ています。そこで、残された短い期間をどう過ごすか、
本試験でどう対応すべきか、というような有益な情報
をガイダンスします。その後、いろいろな質問に対応
します。そして、ガイダンスの数日後から口述本試
験と合わせた模擬試験をやっています。平成一二年度
から口述試験を憲法・民事系・刑事系の三つで実施す
るというように大改革されました。

そこで、それに合わせ、本試験として予想される口
述試験を想定し、実際と同じように緊張感を持っても
らいながら模試をやりました。主査、副査を置き、大
学教授や弁護士に講師を依頼し、本試験と同じやり方

で質問をし回答を受け、それが終わって一旦部屋から出て、もう一度入ってもらい講評するという風に、徹底した指導を行いました。

平成一三年度も、昨年の本試験を参考に、なるべく本試験に近い形で模擬試験を実施できるよう、協議検討しています。

一 一 法職講座研究室

伊達 以上が、各試験に対応した指導システムの説明でしたが、法職講座は、多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパスに研究室を置いて受験指導をしています。この研究室について、阿部鋼先生にお話をいただきました。



阿部 法職講座では、独自の研究室を持ち、寺子屋式の指導をしています。この研究室は多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパス

にあり、全国でも屈指の実績を誇っています。

まず、多摩研究室ですが、室員のほとんどが在学学生です。その実績は、平成七年度の設立以来六年を経て、飛躍的な伸びを示しています。具体的に言うならば平成九年度は最終合格者が二名でしたが、平成二二年度になりますと、多摩研究室出身者の合格者は一六名になっています。多摩研究室の特色は、全部で一二段階にわたるレベル別の指導を計画的に行い、よりきめ細かな指導ができるところにあります。法職講座としては、多摩における講座の大黒柱として多摩研究室指導システムを考えています。

次に市ヶ谷研究室ですが、これは平成二二年八月に駿河台記念館にあった研究室が移転したものです。その実績は、設立一三年を経て、ゆるぎない確たるものとなっています。具体的に申し上げるならば、平成九年度の合格者数が二九名であったのに対し、平成二二年度には市ヶ谷研究室出身者が四一名（注 多摩研究室出身合格者と一部重複）を数えるようになりました。研究室の受験指導の特色は、合格直近者に対し、そ

の室員が合格するために欠けている点を明確に自覚させ、そこに集中的な指導をすることにあります。

市ヶ谷キャンパスにおける公開答案練習会と併用して市ヶ谷研究室での指導を受けることにより、合格直前にある者は司法試験に極めて近い位置に置かれ、集中的な指導を受けることとなります。

現在、市ヶ谷研究室のレベルはより高くなっています。今後は、東京近郊にいる司法試験合格直前の者を全員市ヶ谷キャンパスに集めるようにして、集中的な指導をし、徹底的に鍛え、中大の合格者増に貢献したいと思っています。

一一二 今後の予想

伊達 以上で、だいたい法職講座のシステムが理解できましたが、今後の展開について高柳先生お話し願います。

高柳 平成一二年度の成果を踏まえ、平成一三年のこと

ですが、本音を言うならば、一〇〇人の大台に乗せることができるのではないかと思われまし、そのうちの六割ぐらひは法職研究室の出席者で求められるのではないかと思われまし。しかしここではあえて、合格者数目標は九〇人代後半と申し上げます。

平成一二年度は一〇〇人を超えたことからすれば、なぜ目標の数字が下がっているのか、ということになります。我々はつぎのように考えています。その理由は、法職講座以外の環境で受験勉強を続けている学生の動向が不安定だからです。

我々の見たところ、旧態依然の勉強方法では司法試験は合格できないと思っています。独学あるいは三〇年も四〇年も前に合格した人の話を聞いて勉強している人等には、我々は関与できませんから、そのような中大出身者が多い現状では、厳しい数字を挙げざるを得ません。

ただ、我々の本来の目的は、平成一一年度の法職講座抜本的改革四ヶ年計画の実現です。そして、この抜本的改革の目標は確実に毎年一〇〇人の合格者を輩出

することにあります。そのような体制はすでに確立しつつあります。平成一四年度には完成するといっております。

一三 法職講座の運営の方向性

伊達 それでは今後、法職講座はどのような運営の方向性を持っているのでしょうか。

平成一三年一月二日の法職講座運営委員会において、法職講座運営委員会と学研連その他の一二団体との連絡協議会を本年七月から設置することが決まりました。

これは、現在計画が進められている、多摩キャンパスのいわゆる「炎の塔」と呼ばれるオフキャンパスが建設されることにより、中大司法試験受験団体のハード面での統合が図られることになりました。そのため、ソフト面での統合の可能性も踏まえて、連絡協議会を作ることにしたものと思われませんが、高柳先生いかがでしょうか。

高柳 連絡協議会は、今、おっしゃったように平成一四年にオフキャンパスと呼ばれる国家試験棟が建設されますので、そのための各団体間の協議会です。

それについて、我々幹事会スタッフが特に感じていることは、我々は法職講座を通じて受験指導している、今現実に受験指導している受験生を何とか合格させたということです。

特に幹事会スタッフ自身、私も含め非常に苦勞して合格していることもありますので、一生懸命勉強してなかなか受からない人を特に合格させてあげたい、また初めから勉強するときにはわけの分からない本を読んだり学者の難しい本を読んで研究者の道に行こうとして失敗した人に対し、そのような無駄な作業をなるべく減らしてあげたいということから、今の指導をしています。

しかし、我々は、法職講座でしか行っていませんが、中央大学全体としては、学研連に所属している受験生やそれ以外の受験生もいます。中央大学がこれから司法試験の合格者を増やして行くためには、それらが一

つにならなければならないのではないかと思っ
ています。

学研連がどうしたとか、なんとか会がどうしたとい
うことでは、これからは通用しない、と考えています。
国家試験対策棟ができるのを機に各種団体が連絡を取
りながら一つになって行きたい、これは、私の個人的
な見解ですが、将来的には中央大学における実学につ
いてのライセンスクールの性格を持たせ、いろん
な資格の取得を目指し、一つになればよいと思っ
ています。

一四 ロースクール問題

伊達 ところで、ロースクール問題については、どの
ように取り組んでおられますか。

高柳 ロースクール問題については、受験生は揺れて
おり、我々も、いろんな質問を受けています。そこで、
我々幹事会としましては運営委員の先生方とも相談

し、法職講座は現状においてロースクール問題にどう
対応すべきかということについては、話し合いを設け
て一つの立場を作っています。

具体的にいたしますと、我々法職、特に幹事会のスタ
ンスとしましては、現行の司法試験の受験指導に徹す
る、一言でいえばそのような立場にいます。

ロースクールにつきましては、いろいろな問題があ
りますが、最短で、二〇〇三年四月開講、その後二年
後、すなわち最短で二〇〇五年に最初の卒業生が出ま
す。そうしますと、二〇〇四年までは、現行の司法試
験のままということになります。二〇〇四年という年
は、二〇〇一年の入学生が四年生になったときという
ことになります。今年入学する学生は、四年時におい
て現行の司法試験を受けることができます。

したがって、現段階におきまして現行の司法試
験についての指導を徹底することに決めています。

一五 まとめ

伊達 今、法職講座は、大学からも注目されています。しかし、ロースクールが現実化することになれば、現在の幹事の皆さんが折角築き上げてきた指導方法は見捨てられるやもしれません。今後は、幹事会はどのような方向に行くのでしょうか。

永山 私たち幹事会は、今現在、現行の司法試験の合格を目指して勉強している受験生を全員合格させてあげたい、現行制度の中で合格させてあげたい、ということを目標としています。

阿部 私たち幹事会は、今、現実に勉強し、苦しんでいる受験生達に対し、先輩として何かをしてあげたい、彼らがかつての私達である、そういうところから活動が始まっています。

池田 私個人の意見ですが、私自身は中央大学の合格者数がかつてのように一位になることには全く関心がありません。中央大学の合格者が五〇とか四〇とかになってもそれは仕方がないと思っています。そうなれば大学の経営上、困ることになるわけですから、本来は合格者数については大学から給料をもらっている方々が心配すべきことだと思います。

合格者を増やすためのカリキュラム等についてはO Bの弁護士がアイデアを出すのではなく、本来、大学の方でいろいろシステムを考えるべきであり、その結果、数が増えればそれでいいですし、逆に減る一方であれば、残念ですが、私自身としてはそれはそれで仕方がないと思っています。

その私が、なぜ幹事会にいるかといいますと、一緒に勉強した仲間が、まだ合格せずにいますので、それに対しては手助けできるのではないかと思っていますからです。

合格者の数が他の大学と比較して多いとか少ないとかじゃなく、がんばって勉強している人に少しでも手

助けできるのであれば手助けしたい、そう思っています。幹事会に参加しています。

櫻井 私は、法職講座にお世話になったということで、その恩返し、ということの後輩の指導に従事していません。

正直なところ申し上げますと、やはり、私も、中央大学の数が増えるとか減るとかは大きな問題ではなく、いい人に受かって欲しいという発想もありまして、そういうところに自分も関わりたいと思ひまして、指導にあたっています。

合格してほしいという人は、やはり一生懸命勉強している人に多く、そういう人はいい人が多いので、私としてはそういう人に手を貸してあげたいのです。

今朝丸 私は幹事会のメンバーの中では異質でして、受験歴も極めて短く、丙案を利用し、運良く受かった人間だと思っています。

私は、現行制度では丙案の存在が重要な役割を持ち

ていますので、知識がなくてもある程度はやっていけるんだというところを指導して行きたいと思ひ、主に基本的な講座を中心として参加させていただいております。

もちろん、市ヶ谷でも講義をしたことありますが、そのときでも、基本的な視点から講義をしています。細かい知識においては、むしろ研究室の室員の方が知っていることが多々あります。そういった部分の指導はできませんが、対極的な視点から、試験への取り組み方を指導していければ、ということに参加しています。

阿部 今、スタッフの方々から、それぞれ角度を変えてお話ししていますが、根本には、受験生に対し、自分たちがかつて味わった無駄な苦勞をさせないように、最大限の協力をしよう、という気持ちがあります。

しかし、いづれ制度が変われば、現行の司法試験対策というものは、その存在意義を失っていくことになります。一方で、現行司法試験が存続している限り、受験生たちは残ります。幹事会としてはそのような人

たちのために最大限の協力をしたいと思っ
ているので
す。

そのために、今、二つの模索を
しています。一つは
OB会の設置です。法職講座のOBも、かなり大所帯
となり、そろそろ同窓会、OB会を開いて欲しいとい
う声が相当数あります。そのOB会をしっ
かり組織す
ることによって、受験生たちをしっ
かり支援して行け
る体制を、私たちが作っておく必要
があるのではない
かと思
います。

その際には、今日、長年の間運営委員を
やっておら
れる伊達先生には是非ともお力を貸
していただき
たいと思
っています。

それから、もう一つは、法職講座運営委員に、より
一層の活力を与えること
であります。運営委員の半分
は現在研究者の方
々で、半分は弁護士
です。そして、
幹事会の高柳先生、永山先生、池田先生並びに寺崎先
生が、運営委員補佐という形で、運営委員会の活動を
補佐しています。でき
ましたら、その四氏が、今後は、
法職講座運営委員として活動できるよ
うな状況になれ

ば、生の現場の活動が運営委員会の中
に反映されるの
ではないかと考えています。

他にも、検討しなければなら
ないことがあります。
一つは、中大法曹会、学研連、テ
ミスを育む会という
OB会との連携です。OB三者との
連携は、より密な
ものとして検討して行か
なければなりません。

次に、他の研究団体、学研連
との協力体制を作
って
行く必要があると思
います。学研連とのより協
調した
体制を作り、現行の受験生を
支援して行く必要
があり
ます。

最後に、法学部との関係
ですが、ロースクール設置
にあたって、現行の司法試験と、
ロースクール後の新
司法試験という二つの法曹養成
システムができていく
中で、法学部との役割分担をし
っかりはかり、受験生
が、法学部の授業をおろそかに
することなく、司法試
験に合格するよ
うな体制を実現して行く必要
がある
と思
います。

伊達 私は、長年、法職講座運営委員を長くや
ってお

ります。昭和五三年に多摩へキャンパスが移転し、卒業した受験生と大学との関係が距離的に希薄になってしまった。中大の合格者が減ったのは、そこに原因があるのではないかという声が多く、都心に卒業後の受験生を呼び寄せようと、駿河台の法職講座研究室ができました。

ところが、残念ながら、なかなか実績が上がらなかったのです。法職講座出身の合格者が飛躍的に伸びたのは、ここ四、五年であり、これも皆さんのおかげであろうと思います。

その要因を見てみますと、昔の研究室は、ただ中大出身者というだけで、卒業生を集めて、とにかく教えていた。来ていた人たちは、勉強する場所がない独学の人たちばかりでした。とりあえず、駿河台に席を置いて、辰巳や早稲田などの予備校に通うための中継地点みたいな場所でした。ですから、なかなか合格者が伸びなかった。

私は、長年、大学との関わりを持ってきたのですが、どうも変わってきたのは、平成五年に、当時の学部長

であった角田教授が中心となって、大学が正規の授業で実務家による司法演習を始めた。あの頃は、大学当局は、もっと危機的な感じを持っていました。当時、司法試験合格者の数は三位を維持していました。しかし、それは、卒業後も長年勉強している受験生の数の多さに支えられているにすぎませんでした。数打てば当たる、状況でした。ところが、実際に大学で教えている教員の方々は、とても今の学生が受かるとは思えないような感じを持っておられたと思います。

私も、平成五年から司法演習の講師として参加しました。そこで、OBが演習を通じて一、二年生の学生たちと語るようになり、大学の雰囲気が変わってきました。中大法曹会にも法職教育検討委員会という委員会もできました。OBは、その頃から、何とかしなければいけない、多摩に移転したことがかりをいつまでも嘆いていたのでは始まらないと、司法演習もそうですが法職講座にもものすごく期待をするようになりました。

学研連だけに任せていたのではだめだ、サークルの

延長としての活動で受かるような時代ではない、大学も、OBも組織的に力を注がなければならぬと。

と言っても、すぐには改革の実は上がらなかったのですが、やっと、ここ数年、その中の合格者が増えてきたこともあり、機能するようになってきたと思います。

この成果は、大学の入学者にも影響を与え、今年のも法律学科の合格者の内、他の大学に逃げる合格者が減ったと聞いています。喜ばしいことと思います。

また、平成一二年度の試験では、択一式合格者数に対する最終合格者数の比率は、早稲田大学を上回っています。

それだけ、中央大学は、丁寧な教育をしていることが分かります。そういうことは、宣伝しなくても、大受験生はよく見えています。

また、法職講座が充実することにより、ほとんどの合格者が学研連と法職講座で占めている。すなわち、中央大学出身の合格者は中央大学の組織で勉強し受かっているのです。これも他の大学と比べ、数の問題では

なく、誇れる実績です。

出身大学別に合格者数は出ていますが、東京大学や早稲田大学の学生が、果たして大学で学んで受かっているのか、実態を調べれば、そうではないのではないのでしょうか。

したがって、この傾向は、是非とも維持していただきたいのです。

中大法曹会の中でも議論しているのですが、自分の子供を後継者にするために中央大学の法学部に入りたい、という人が少なくなったと思います。ところが、今、そうでもないぞ、と徐々に見直されてきている。むしろ、入れたくても入れない、という声すらあります。

それが、結果として、合格者数にも影響を与えていると思います。大学で学び、大学で受かる。これは、将来、ロースクールがどのようになるかわかりませんが、まったく別物ではなく、皆さんが努力なさって改革を進めている教育システムは、必ず、その延長線として、ロースクールに繋がって行くのではないかと思います。こ

の先の制度がどうなろうと、皆さんに期待するところは多いと思います。

学研連との協調についてですが、どのような形で実際に協調していけるのかを考えなければなりません。現在、多摩研究室の室員の身分と学研連の身分を併用することはできません。そのシステムが果たして正しいやり方なのかどうか、両者の協調を考える上で、もう一度検討する必要があります。

時間がまいりましたので、本日は、この辺で終わりたいと思います。お忙しい中、協力ありがとうございました。



平成12年度司法試験合格発表



札幌分会の活動状況

札幌分会 事務局長

太田 三夫

一 札幌分会は、対外的には「平成一〇年九月幹事一〇名をもって設立の運びとなった」、「去年（平成一一年のこと）能登要会長以下三役を決定した」こととなっている（中大法曹ニュース 第3号）。しかし、真実は分会の設立というには全く実体を伴っていないことを正直に告白しなければならない。

二 札幌分会設立の話は、平成一〇年六月当時の法曹会機構改革実行特別委員長村山芳郎先生からの、札幌分会（当時は「ランチ」と呼んでいた）結成準備についての呼びかけに始まる。しかし前記ニュースで渡辺裕哉先生が正確に述べておられる通り、中大法曹会副幹事長横山昭先生、村山先生と札幌の有志数名の弁護士により平成一〇年七月に会合をもった際には、分会の設立目的につき具体的イメージが思い浮かばず、分会設立という話に進展することはなく終了してしまった。

しかし、その後も渡辺先生には東京から札幌分会設立の働きかけがなされ、中大法曹会幹事長田宮甫先生とのお話もあり、中大出身弁護士のご了解を得ていわば見切り発車に近い形で形式上分会設立・三役決定ということになった。

しかし、その後札幌分会としての具体的活動は全くなされていない。

従って、以上の実体からすれば本稿を書くに当り私自身「札幌分会事務局長」と名乗ること自体憚るのである。

三 平成一二年五月になって、法曹会機構改革実行特別委員長大高満範先生から、本部から幹事長も出席し近況報告等もあるので、平成一二年度の札幌分会総会の開催要請があり、平成一二年六月総会を開催した。

当日本部から大高先生がご臨席され、札幌分会の九名が出席した。

この中で大高先生から本部での活動状況等の詳細なご報告及び法曹会への積極的な参加の要請がなされた外、出席者との間で意見交換がなされた。

出席した弁護士が比較的登録間もない方であったこともあり、受験期間中は予備校での勉強が中心であるため、中大への帰属意識について我々あるいは本部との間に差があることを痛感した。

札幌弁護士会には現在三九名の中大出身者がおり、全体の八分の一を占める。しかし年令的には失礼ながら高齢化しており、登録間もない若手は少なくなってきた。

札幌弁護士会の特徴は委員会活動が極めて活発なことであり、若手の弁護士の意識は専ら委員会活動に向いていると行って過言でない。

しかも前述した大学に対する帰属意識の薄さを併せ考えると、これら実働部隊となる若手を法曹会の活動に引き入れることはなかなか困難なことと思われる。

四 学研連出身の私は、業務を行なううえで色々な困難に直面していた際、能登・高田・渡辺先生に様々なご助言とご協力をいただいた。

しかし札幌弁護士会では、そもそも中大出身者間で中大出身者であることを接点として親しく懇談する機会を持つことさえなかったのが実情であった。

今後はこのような機会を増やし、先輩が若手に助言と協力を惜しまず、中大の将来について忌憚のない意見交換をすることが、若手のエネルギーを中大法曹会に向けさせるための遠まわりでも確実な方法かもしれないと考えている。

このため、今後は年二回の定期的な総会を開催し、懇親を深めることをそのまず第一歩としたい。



機構改革実行特別委員会活動報告

委員長 大 高 満 範

一 当委員会はその名のとおりすぐれて実行を伴う委員会である。いわば中央大学法曹会（以下中大法曹という。）の組織拡大のための実行委員会である。中大法曹は田宮甫前幹事長のもとで会則を「中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。」とされていたが、これを「本会は中央大学学員である法曹」をもって組織する旨の改正がなされた。

即ち従来東京を中心に会員を限っていた中大法曹の組織を全国規模に拡大するよう会則を改正した。そして幹事の数を六〇〇名に倍増し、増員した幹事に東京地区以外のこれから誕生する分会の会員を割り当て、同時に若手会員にもご就任頂いて、老・荘・青打って一丸となって自由闊達に議論を沸かせ、中大法曹が全国的規模の学員のエネルギーを結集して活動を展開させることとなった。この全国規模の連帯によって法科の名門中大復活に向けて、司法試験合格のための短期・長期の対策を調査・

研究することとなった。ちなみに司法改革の提言の中に法曹養成としての特科大学院、即ちロースクールの創立構想があり、平成一六年にスタートすることとなった。二一世紀に生き残る法学部のために、中大法曹は母校のロースクール創立準備を後援するため中央大学法科大学院等創立協力委員会を設置し、平成一二年六月以降精力的に活動を進めている。かかる趣旨を以って田宮執行部は、原則として地方裁判所管内に一箇の分会を設立するのが適当であるとして、初代委員長に弁護士村山芳朗氏を任命して中大法曹の組織拡大に向け活動に着手した。

二 猪股喜藏幹事長も、前執行部の当委員会を継承して、私が委員長に任命された。副委員長として弁護士山本隆幸、同諸永芳春両氏、並びに事務局長責任者として弁護士中根茂夫事務局次長らを選任し、新陣容を組んで当委員会は平成一一年五月に発足した。

当委員会は猪股執行部の活動方針として高等裁判所管内に八つの分会を設立することを決定した。高等裁判所管内に八つの分会を設立した上で、それぞれの分会と協力して地方裁判所管内に一つづつの分会の設立を進める方針を当委員会で決定した。

三 現実に呼び掛けをしたところ、県単位の学会支部が存在するところでは、中大法曹分会の設立をすることは屋上屋を重ねることになり、存在理由（レーゾンデートル）がないのではないかとの批判が厳しかった。この批判を受けて田宮甫前幹事長の「御報告」という文書並びに平成一〇年五月一四

日付中大法曹ニュース第一号（特に村山芳朗前委員長の「法科の中大奮起せよ」の当委員会の報告書）を送付して、中大法曹分会設立のレーゾンデートルの理解を深める行動から機構改革実行を始めた。

四 分会の設立

1 平成一一年度は中大法曹札幌分会が最初に二月初め頃に設立されて発足の運びとなった。創立総会には本部から誰も出席しなかった。

役員として下記の通り報告があった。

会 長 能登 要

副会長 高田 照市

副会長 岩本 勝彦

事務総長 太田 三夫

2 ところで札幌分会は平成一二年六月一六日第一回総会を札幌後楽園ホテルで開催した。当委員会委員長が猪股幹事長の代理として出席した。特に総会の席上で、母校の司法試験対策、法科大学院設立構想、多摩キャンパスにおける国家試験受験生のためのオフキャンパス施設の建設、都内市ヶ谷キャンパスの購入などについて熱心な意見交換があった。

五 次に四国において香川弁護士会（小早川輝雄・松本修二両弁護士が代表世話人）が呼び掛けの中心

となり、徳島、高知、愛媛の各県弁護士会と協議を重ねた結果、四県が合同で四国分会を設立することを平成十一年一二月決定した。平成十二年四月二二日高松市のホテルリーガゼスト高松において、当時の豊嶋秀直高松高等検察庁検事長を代表世話人として中大法曹四国分会創立総会が発足することになった。創立総会に本部から猪股幹事長、当委員会大高委員長、山本隆幸副委員長の三名に、高松出身である中央大学松家里明理事にも同行して頂いて、合計四名が出席した。松家理事から中央大学の最近の情報として報告された都内市ヶ谷キャンパスの開設については、四国分会の反響は大きかった。多摩キャンパスにオフキャンパス施設建築の具体化（法職講座、学術研究団体連合会、経理研究所並びに通信教育研究所などの国家試験受験受験団体の校舎建築事業）、法科大学院構想への取り組みなどの報告をして貰った。

総会では四二名の入会、当日出席者一七名の参加があり、会則の承認、役員を選任、幹事長を四県の持ち回りとするなどの決議がなされ、盛会であった。役員は下記の通りである。

顧問 豊嶋 秀直（検察庁）
顧問 田中観一郎（裁判所）
幹事長 小早川輝雄（香川）
幹事 島内 保夫（徳島）
幹事 林 一宏（高知）

幹事 藤山 薫(愛媛)

事務局長 松本 修二(香川)

会計幹事 武田安紀彦(香川)

六 三番目に名古屋分会が平成二二年五月二五日創立の運びとなった。代表世話人の兵藤俊一弁護士

(同氏は中央大学学員会副会長)からこの旨報告があった。

役員は下記の通りである。

幹事長 兵藤 俊一

副幹事長 那須 国宏

副幹事長 大池 暉彦

副幹事長 塩見 渉

事務局長 串田 正克

七 最近の分会設立は大阪分会である。世話人として友添郁夫弁護士が若手弁護士の協力を得て、大阪

地区の中大出身の法曹人に呼び掛けて、漸く平成一三年二月一六日淀川畔の帝国ホテル大阪で創立総会が開催された。

元大阪高等検察庁検事長であった杉島貞次郎弁護士を代表世話人として、一一六名の入会者の登録

を得た。当日の出席者は五〇名であった。大阪分会会則制定、役員の選任、平成一三年度活動方針決定などの決議がなされ、盛会であった。

役員は下記の通りである。

幹事長	杉島貞次郎(弁護士)
副幹事長	加藤 幸則(弁護士)
副幹事長	針間 禎男(弁護士)
副幹事長	津田 禎三(弁護士)
連絡当幹事	友添 郁夫(弁護士)
幹事	井筒 宏成(判事)
幹事	表 久守(弁護士)
幹事	中路 義彦(判事)
幹事	福本 孝行(検事)
幹事	宇田川力雄(検事)
幹事	清水 伸郎(弁護士)
幹事	川村 俊明(弁護士)
幹事	浦田 萬里(弁護士)
幹事	岸本 佳浩(弁護士)

幹 事 迎 純嗣（弁護士）

幹 事 入江 寛（弁護士）

会計幹事 寺内 清視（弁護士）

会計幹事 塩路 広海（弁護士）

なお、ちなみに大阪分会では年会費金三〇〇〇円とし、うち本部会へ金一〇〇〇円を納付することを総会で決議した。

八 中大法曹会則改正検討委員会（木戸弘委員長）では幹事長の諮問を受けて、中央大学法曹会分会会則の見直しをされ、その成案を得た。当委員長として筆者も特別参加して意見を述べた。平成一三年三月の幹事会で「中央大学法曹会支部会則（案）」を報告して議論される予定である。分会年会費を一律金三〇〇〇円とし、本部会へは金二五〇〇円を納付することと規定している。当委員会では、現在組織拡大を第一目標として年会費の設定は分会の自由決定に委ねるべきであるとの意見が多数であったことを付け加える。

九 猪股執行部として、仙台・広島・福岡の三分会の創立を残している。是非実現するべく当委員会全員あげて協力する所存である。

一〇 発足した分会について、当委員会が中心となって、分会の発展のために意見交換をしながら、当

初計画の趣旨の実現・強化をはかるべきである。例えば札幌分会の例のように、年次大会に本部会もしくは中央大学から出席して分会との意思の疎通をはかるべきである。そして会則の整備への協力、会員の入会の勧誘への協力など肌目細かい後援が必要であろう。分会の会長との少なくとも年一回の会合を聞くこともその一つである。本部会への幹事の割当ての調整も急がれるべきである。

これらの意見は、当委員会の月例会での委員の発言の集約である。中央大学法曹会の本部会並びに分会が一丸となって、母校中央大学法学部の二一世紀に生き残り、「法科の中央」の名を名実ともに早期に回復することに邁進しようではありませんか。



大学問題委員会活動報告

委員長

及川 昭二

一、当委員会の目的・構成・運営について

当委員会は法曹会幹事長の諮問により、中央大法曹会会則第二条第一号に定める事項に回答する（中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申する）について回答することを目的としております（大学問題委員会会規則第二条）。

右目的達成のための当委員会定員は大学問題委員会会規則第三条によると、法人評議員から若干名、東弁二四名、一弁・二弁各一一名、裁判・検察公証人各二名以内になっております。しかし当期（一年五月～一三年四月）に於ては右の法人評議員・裁判検察からの選出はなく、東弁二四名、一・二弁各一・二名の総勢四八名（その後辞任者一名）で組織されております。このように中大法曹会各種委員会（人事、公報、会則検討、法職教育検討・施設設備・機構改革実行特別）の中で委員の数だけは一番多い委員会ではないかと思えます。

当委員会の運営は、委員長が諮問事項を審議する会議を主催することと定められており、定例会か毎月一回、必要により臨時会を招集できることになっております（規則五条、六条）。当期は原則として月一回、今まで全部で一九回開催してきました。

組織論当委員会の性格を見ますと法曹会の代表者（執行部の長）である猪股幹事長からの諮問に対し書面又は口頭でご回答すること、すなわち諮問機関であります。当委員会が独自の課題決定により実践行動展開することは右性格からの限界として許されないのではないかと考えております。

二、本年度の諮問事項審議とその後の具体化について

（一）諮問事項の多様性

本年度猪股幹事長から頂戴した諮問事項は次に挙げる1乃至7の通り。このうち1乃至5は前田宮執行部の中津大学問題委員長から書面により承継した諮問事項。4と5は現猪股幹事長から新たに諮問されたものです。

1. 本学関係者の司法試験合格者の増加のための中期並びに長期対策について。

（平成一一年三月一九日付諮問）

2. 文部省の大学審議会で現在検討されている「二一世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申中に、「高度専門職業人養成」に特化した実践的教育を行う大学院の設置促進・プロフェッショナルスクール、ロースクールの設置があるが、これに対する本学の対応策について。

(平成二一年三月一九日付諮問)

3. 「学校法人中央大学 基本規定(寄附行為) 第二章 総長」制度の存廃について。

(平成二一年三月一九日付諮問)

4. 中央大学学則第一一条(教授会)の改正について。

(平成二一年四月六日付諮問)

5. いわゆる「市ヶ谷キャンパス」の開校と国家試験受験指導のあり方について。

(平成二一年六月二三日付諮問)

6. 法科大学院の創立協力委員会「仮称」の設置について。

(平成二二年二月一六日付諮問)

7. 中央大学法学部教育今後の在り方、その充実について(特に法科大学院の開設に合わせて、様々な要請に応える学部はどのように改めかつ充実を図るべきか)

(平成二二年九月八日付諮問)

(二) 市ヶ谷キャンパス施設設備委員会の設置

右の諮問事項全七件のうちからどれを一番先に取り上げ審議するかの重要性、緊急性については執行部が選択するところであり、当委員会としては執行部からの特別要請を特に尊重し考慮するにいたしました。そのため発足後であまり時間がありませんでしたが、大学当局の市ヶ谷キャンパス

開校準備に合わせて右の5の『いわゆる「市ヶ谷キャンパス」施設整備委員会（仮称）の新設とそ
のあり方について』を急ぎ取り上げることとし、直ちに審議を開始することになりました。そこで
先ず当委員会第二回委員会（一一年七月七日）に於て十分審議の結果、大学問題委員会のほかに別
に独立した実行部隊としての「市ヶ谷キャンパス施設整備委員会（仮称）の設置」を決定したので
あります。そして市ヶ谷キャンパス施設整備委員会設置大綱（目的・組織・運営の要領）に作定し、
この委員会委員就任の懇請をしかるべく行ったところ、七月三〇日迄に次の各ブロックから合計七
名の先生が委員として就任することを快諾され、学研連からも出向委員二名御就任いただき、直ち
に大学問題委員会と共同して市ヶ谷キャンパスの建物その他物的施設のすべてについて調査検討を
開始いたしました（その後の各種変更などの活動詳細は施設整備委員会委員長新井嘉昭先生のご報
告に譲ります）。

①【東弁ブロック】（敬称略ー以下同じ）

金沢 恭男（大学問題委員）・曾田 多賀（法職教育検討委員）

坂巻 国男（大学問題委員）

②【一弁ブロック】

萬羽 了（法職教育検討委員長）・森田 昌昭（大学問題委員）

金沢 賢一（若手として特別参加・四九期）

③【二弁ブロック】

新井 嘉昭(大学問題・法職教育検討各委員)

④【学研連】

小林 喜浩・横井 弘明

(三) 法科大学院等創立協力委員会の設置について

平成一二年二月一六日開催の当委員会第八回定例委員会は大学当局が進めていたロースクール設置推進の具体化に関し、中大法曹会執行部の別動組織としてかねて検討中であつた『法科大学院等の創立協力委員会(仮称)の設置』が執行部猪股幹事長から当委員会に対し緊急諮問されました。

当委員会は最重要案件として直ちにこれを取り上げ審議の結果、満場一致で承認の上回答いたしました。その後具体化は執行部で早急に行われ、大学側との協議、小委員会の設置等現在まで果敢なる活動を展開していること会員各位のすでにご高承のとおりであります。

(四) その他の諮問事項の審議について

①前記諮問事項3「学校法人中央大学基本規定(寄附行為)第二章総長」制度の存廃については大西学会会長先生はじめ法曹会長老諸先生のご意見を委員会ご出席の上お伺いいたすと共に、このため、全九回にわたる委員会を開催して十分の審議を盡くしました(特にこの審議に際しては柳澤委員先生に座長として取りまとめなどご指導をいただき有り難く感謝しているところです)。

また本審議事項中の重要論点については大学問題委員会全委員の先生からアンケートを求めて参考とし、常任幹事会の場で口頭回答いたしました。

②同諮問事項7「中央大学法学部教育今後の在り方、その充実について（特に法科大学院の開設に
合わせて様々な要請に応える学部はどのように改めかつ充実を図るべきか）の審議は昨年九月八
日を第一回として本年三月九日まで合計七回の委員会を開催し審議しました。永井法学部長を招
き法学部の現状等についてご説明をいただき（昨年十一月七日）又法学部事務室長から現状カリ
キュラムについての貴重な参考資料を大量に入手し配布するなどいたし相当程度の審議を盡しま
したが答申する迄にいたらず次年度送りとなりました。

以上